

令和3年度 第3回 七飯町公営企業経営審議会

開催日時及び場所	令和3年10月25日（月）～28日（木） 審議会委員宅等を個別訪問する持ち回り審議会として開催																												
委員 (委員数 7名) (出席数 7名)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">会 長</td> <td style="width: 55%;">堀 田 市 雄</td> <td style="width: 20%;">(七飯町町内会連合会 会長)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>河 村 早 織</td> <td>(行革推進委員)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>奥 寺 文 子</td> <td>(七飯町社会福祉協議会 副会長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>川 又 修 治</td> <td>(七飯町商工会 会長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>富 岡 秀 廣</td> <td>(北海道税理士会函館支部指導研修部長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>村 瀬 克 己</td> <td>(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>山 川 俊 郎</td> <td>(七飯町教育委員)</td> <td style="text-align: right;">出席</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※会長、副会長を除いて50音順、敬称略</p>	会 長	堀 田 市 雄	(七飯町町内会連合会 会長)	出席	副会長	河 村 早 織	(行革推進委員)	出席	委 員	奥 寺 文 子	(七飯町社会福祉協議会 副会長)	出席	委 員	川 又 修 治	(七飯町商工会 会長)	出席	委 員	富 岡 秀 廣	(北海道税理士会函館支部指導研修部長)	出席	委 員	村 瀬 克 己	(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)	出席	委 員	山 川 俊 郎	(七飯町教育委員)	出席
会 長	堀 田 市 雄	(七飯町町内会連合会 会長)	出席																										
副会長	河 村 早 織	(行革推進委員)	出席																										
委 員	奥 寺 文 子	(七飯町社会福祉協議会 副会長)	出席																										
委 員	川 又 修 治	(七飯町商工会 会長)	出席																										
委 員	富 岡 秀 廣	(北海道税理士会函館支部指導研修部長)	出席																										
委 員	村 瀬 克 己	(七飯町身体障害者福祉協会 事務局長)	出席																										
委 員	山 川 俊 郎	(七飯町教育委員)	出席																										
報 告	1 諮問事項の精査及び事務局答申案について																												

確認事項

1 以下の事務局答申案について概ね了承。

① 特定環境保全公共下水道（以下「特環下水道」という。）大沼下水浄化センター（以下「浄化センター」という。）の処理方式の見直し2方針案（標準活性汚泥処理法から大型浄化槽方式（案）、流域関連公共下水道への接続による浄化センターでの汚水処理中止）に関する計画策定の実施

② 下水道使用料改定

改定前（現行）

	処理水量	七飯町内	町外流入
基本料金	0～8m ³	1,000円	1,000円
従量料金	9m ³ ～(1m ³ あたり)	120円	170円

※税抜き

事務局改定（案）

	処理水量	七飯町内	町外流入
基本料金	0～ <u>6</u> m ³	<u>900円</u>	<u>900円</u>
従量料金	<u>7</u> m ³ ～(1m ³ あたり)	<u>150円</u>	<u>212.5円</u>

※税抜き

③ 水道料金の改定条件の整理

④ 水道及び下水道事業の費用見直し並びに函館市、北斗市と同じサービス水準にすることができないか検討

2 有識者（税理士）の立場から答申書を踏まえた意見書の提出について内諾。

委員会からの意見等

1. 水道料金及び下水道料金の料金改定について

- 1 下水道料金改定案について低所得者や使用量の少ない人への配慮がされており、評価するが、経営状況を鑑みると改定の際、緩和策を設けないことを強く主張すべき。今後は定期的な料金や使用料の改定を行い、独立採算を目標とし、一般会計からの繰入の見直しを行うサイクルを審議会等で実施すべき。
- 2 下水道料金改定により恩恵（▲100円）を受ける使用者には、水道料金を改定する際、傾斜配分等により応分の負担を検討することも必要ではないか。
- 3 消費税増税時、他経営体では料金の見直しをしているが、七飯町では料金改定等は実施していない。消費税増税時に料金・使用料改定を行わなかったことも答申に明記すべき。
- 4 令和3年度答申において水道料金の改定は実施しないことを明記すべき。

2. 町民への周知について

- 1 処理費用（負担）軽減のため、汚水を排出する際に家庭等で取り組める活動も周知すべき。
- 2 水道・下水道事業のサービス水準を函館市、北斗市と同程度にすることについて、費用効果の周知も大切だが、継続的な事業見直し等の改革についても情報発信を行う必要がある。
- 3 携帯やスマートフォン、パソコンが使えない住民がいることを考慮した情報発信をすべき。
- 4 住民に経営状況等について十分な理解を得るのは難しいと思うが、料金改定時には、料金表のみならずわかりやすい例で改定時の影響を表していただきたい。

3. 特環下水道の運営について

- 1 浄化センターの見直しは料金改定の大前提でありその旨答申に明記すべき。
- 2 令和3年度の浄化センターの簿価の見込みはどの程度か。
（回答） 建物の償却は進んでいるが、施設の更新を行っているため、大きな変動はない。ただし、減価償却費の将来設計では、施設更新に伴い取得した資産が、除却分の資産取得額を上回る（物価変動等による取得価格の増）ため減価償却費は増加見込み。
- 3 大沼地区においては町内他地域と比較しても人口減少率が今後さらに高まることを想定して経営すべき。人口減少の状況や汚水処理に多額の費用がかかることを考慮すると設備負担が大きいため多額の損失が計上されており、特環下水道において資産を持たない方式を検討すべき（浄化センターに頼らない方策、民営化等）。浄化センターの処理方式変更についても使用料改定と同様に推進すべき。

- 4 大沼地区のホテルは価格設定が高く、町民や町内団体が使いづらい状況であり、冬期間休業等をしている状況を考慮すると、今後もこれらの施設のため町民の税金を利用して下水道を利用できる環境を提供し続けることに町民の理解を得るのは難しい。

4. 水道事業について

- 1 水道事業も下水道事業と同様に費用見直しと設備更新の方向性についても答申に記載すべき。

5. 経営について

- 1 下水道事業の公共性を考慮したとしても、需要見込みが甘かった結果が今の状況となっている。
- 2 来年は町長選挙が行われるが、町長が変わった場合も上下水道の経営状況について責任をもって引き継いでほしい。
- 3 基金の増加は必要だが、企業債が増加しては意味がない。バランスの取れた経営が望まれる。

6. その他

- 1 北斗市や知内町の下水道使用料が安いのはなぜか。
(回答) 管内に企業や発電施設があることや単独処理場の規模が小さいことが想される。
- 2 生活保護費に水道・下水道料金は含まれているのか。
(回答) 生活扶助費(第2類費)として、世帯単位で基準額が設定され支給されている。
- 3 繰入総額の過去の実績約112億円をみれば、一般会計の予算を充実させることで、様々なサービスを実施できるのではないか。
- 4 利便やサービスの提供とコストの在り方を検討する必要がある。